

## 喜界町地域公共交通会議設立総会及び令和5年度第2回会議 会議録

日 時	令和5年3月7日(木) 14:00～
場 所	喜界町役場1階多目的室
出席者	<p>19名</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>隈崎 悦男 (喜界町長)</p> <p>中村 幸雄 (喜界町企画観光課長)</p> <p>吉行 進 (喜界町保健福祉課長)</p> <p>菊地 典子 (喜界町教育委員会事務局長)</p> <p>野間 弘也 (喜界町議会総務文教常任委員長)</p> <p>西尾 勝幸 (株式会社奄美航空喜界バス湾営業所 所長)</p> <p>實田 江利子 (有限会社日の出タクシー) ※代理</p> <p>山崎 望 (一般社団法人奄美自動車連合会 専務) ※オンライン</p> <p>西村 英明 (九州運輸局鹿児島運輸支局 首席運輸企画専門官)</p> <p>川野 誠 (鹿児島県奄美警察署喜界幹部派出所) ※代理</p> <p>松元 賢治 (鹿児島県大島支庁喜界事務所 所長)</p> <p>徳 勝志 (喜界町まちづくり課 課長)</p> <p>末永 陽一 (鹿児島県総合政策部交通政策) ※オンライン</p> <p>界田 満仁 (社会福祉法人喜界町社会福祉協議会 局長) ※代理</p> <p>徳 成寿 (合同会社孝心 代表社員)</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>古沼 寛之 (喜界町企画観光課 企画調整チームリーダー)</p> <p>直 昇平 (喜界町企画観光課 企画調整チーム 主事)</p>
欠席者	<p><b>【委員】</b></p> <p>乾 和夫 (喜界町区長会連絡協議会 会長)</p> <p>金久 誠次 (喜界町長寿会連合会 会長)</p> <p>萩原 勤 (株式会社喜界総合企画 管理課長)</p> <p>澄 道夫 (株式会社奄美航空運転者代表)</p> <p>泉 陽一 (医療法人徳洲会喜界徳洲会病院 総務課事務長)</p> <p>上園田 慶太 (喜界島観光物産協会 会長)</p>
会次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 挨拶(喜界町長)</p> <p>3. 協議事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 自家用優勝旅客運送の登録の申請について</p> <p>4. 閉会</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会次第</li> <li>・出席者名簿</li> <li>・資料1 自家用有償旅客運送の登録の申請について</li> <li>・別紙1 【様式第1-1号】自家用有償旅客運送の登録の申請</li> <li>・別紙2 【様式第1-5号】地域公共交通会議等において協議が整ったことを証する書類</li> <li>・参考資料1 自家用有償旅客運送ハンドブック</li> </ul>

## 1. 挨拶

### ■喜界町長より

町長の隈崎でございます。会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日は年度末のお忙しいところお集まり頂きありがとうございます。

また、本町の公共交通について、各関係機関におかれましては日頃よりご尽力賜り、感謝申し上げます。

本会議は、令和3年度に設立し、これまで本町の公共交通における様々なご意見を、ご参加いただきました皆様よりお聞かせいただいておりますところでございます。

また、長年本町の課題であります、早朝フェリーの送迎につきまして幹事会にて協議が整いましたので、限られた時間ではございますが本町の公共交通が住民の皆さまにとってより良いものになるよう、委員の皆様の忌憚ないご意見をお聞かせいただきますようよろしくお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い致します。

## 2. 協議

### (1) 第1号議案 自家用有償旅客運送の登録の申請について

(事務局) 資料1 自家用有償旅客運送の登録の申請についての資料をご確認ください。本日の協議理由といたしましては、令和4年度地域公共交通会議にて、本町の公共交通の課題である、早朝フェリーの送迎対応について、当初、日の出タクシーでの対応を予定していたが、具体的なシフトを考えたところ、人員不足や運転手の高齢化などの問題により、早朝の時間にタクシーを運行するのは難しいとのことでした。そこで、令和5年7月に、認可地縁団体コミュニティ喜界協議会から、自家用有償旅客運送に申請し登録することで対応できないかのご提案をいただいたところでございます。

その後、関係者で調整し協議が調いましたので、今回の地域公共交通会議で自家用有償旅客運送の登録の申請について、本日、委員の皆さまの承認を諮るものでございます。なお、承認頂けましたら別紙2の様式第1-5「地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類」を申請書の添付書類として鹿児島県へ提出致しますのでよろしくお願いいたします。

また、申請内容についてですが、別紙1【様式第1-1号】自家用有償旅客運送の登録の申請(案)のとおりとなっておりますので、そちらの資料をご確認ください。

こちらが、自家用有償旅客運送の登録の申請(案)となります。まず始めに、1の名称、住所、代表者の氏名については、認可地縁団体であります、コミュニティ喜界協議会、代表の氏名を記入し申請したいと考得しております。次に2の自家用有償旅客運送の種別についてなんですけれども、こちらが交通空白地有償運送となりまして、資料が少し前後するのですが参考資料の自家用有償旅客運送ハンドブックの3ページをお開きください。ニーズに応じた自家用有償旅客運送の種類と致しまして、全部で2種類ございます。今回申請をするのが左側にあります、交通空白輸送を行う自家用有償旅客運送となりまして、簡単

に説明いたしますと市町村やNPO法人等が、交通空白地において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送を行うものを、この交通空白地有償運送といいます。ですので、右側にあります福祉有償運送ではなく、この交通空白地有償運送ということで申請を挙げようと考えております。資料が戻りまして、次に3の路線又は運送の区域についてです。(1)の路線についてなんですけれども今回、バスのような路線が伴う形態ではありませんので斜線を引かせていただいております。次のページをお開きください。(2)の運送の区域ですけれども区域としては喜界町全域、備考の欄に主たる運送エリアとして全集落記載させていただいております。また、括弧書きで記載してあるとおり、喜界町地域公共交通会議で協議が整っている範囲に限るとさせていただいております。4の事務所の名称及び位置についてですが、事務所の名称を本事務所と致しまして、位置を代表者の住所を記載しております。次に、5の事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数についてですが、バスは使用いたしませんので、空欄になっております。普通自動車のほうを全体で3台、うち軽自動車が2台普通自動車が1台の計3台で運行する予定としております。6の運送しようとする旅客の範囲についてですが、記載されているとおり、喜界町地域公共交通会議で協議が整っている地域住民、及び来島者となっております。次に7の路線又は運送区域ごとの対価の額ですけれども、こちらも幹事会の中で協議を諮ってきたところでございます。最初の1キロまでを400円以後、0.5キロ増すごとに50円を加算していく予定としております。この距離の計算につきましてはタクシーメーターが自家用車にはありませんので、車のトリップメーターを利用して距離の計算をしていく予定としております。また、待機料金が10分毎に300円、早朝、深夜料金は一律300円、時間貸しは1時間毎に3,500円となっております。8の協力事業者の氏名又は名称及び住所につきましては、タクシー事業者A社を記載させていただいております。

次に別紙2をご確認ください。こちらの資料がこの地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類になるんですけど、こちらの5の調った協議の内容として考えているのが、①として町内で運営している一般乗用旅客自動車運送事業者が運行していない時間帯(25:00~8:00)における町内全域での運行、②タクシー事業者が運行する時間帯(8:00~25:00)において、タクシー事業者からの運行指示に基づいて実施する町内における運行、としていることから、先ほどの別紙1の8協力事業者についてタクシー事業者A社を記載させていただいているところでございます。

ここから、追加資料のほうになります。様式第4号から第9号までお手元にあるかと思えます。様式第4号については運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿ということで、3人の運転手の方のお名前を記載させていただいております。3名とも2種免許をお持ちの方でございますので、1種免許であれば国交省が定める研修を受ける必要がありますが2種免許をお持ちですので、今回は研修を受ける必要はないということになります。

次に様式第5号の宣誓書になります。こちらの方もタクシー事業者A社の名前を記載させていただいております。続いて第6号運行管理の責任者就任承諾書は申請者である認可地縁団体コミュニティ喜界協議会の代表者の氏名を記載しております。

様式第7号の運行管理の体制等を記載した書類に関しましてはタクシー事業者1名しか記載がありませんがコミュニティ喜界協議会の代表者の名前が記載される形になると思いますので記載ミスとなります。申し訳ございません。(イ)整備管理の責任者の就任予定名簿、(ウ)運行管理・整備管理に係る指揮命令系統、(エ)非常通報装置・非常停止装置(特定自動運行旅客運送を行う場合)に関しては記載のとおりとなりますのでご確認のほどよろしくをお願いいたします。次ページになります。こちらは道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。という宣誓書になっております。次に様式第9号でございます。こちらでも当社の協力する事業者協力型自家用有償旅客運送に使用する自動車については、道路運送法施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入していることについて、契約申込書の写し、見積書等により、当社が責任をもって確認していることを宣誓致します。という宣誓書になりますのでタクシー事業者A社のお名前を記載しているところでございます。

以上で、簡単ではございますが事務局からの説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(議長) ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について ご意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。

(園田委員) 運行管理責任者、講習修了者が確保できたので事務局のほうへメールを送っているが確認できているか。

(事務局) 申し訳ありません。確認できておりません。

(園田委員) 幹事会后、1種の方で参加したいという方を確保したので講習のほうの手配のほうをお願いします。

(事務局) すぐ確認いたします。また1種の方の講習の件に関しても協議していければと思います。

(議長) よろしいでしょうか。他に意見等ございませんか。それではないようでございますので、お諮りします。第1号議案自家用有償旅客運送の登録の申請について承認いただける方は拍手をお願いいたします。ありがとうございます。第1号議案は承認されました。これにて本日の議事を終了したいと思います。それでは事務局に返します。ありがとうございます。

(事務局) ありがとうございます。今後のスケジュールと致しましては、3月中に書類を揃えて揃い次第、県のほうへ申請しできるだけ早く実施ができるよう取り組んでまいりたいと思います。これにて令和5年度第2回地域公共交通会議を閉会いたします。皆様ありがとうございます。

ございました。